

砺波市立学校の適正規模・適正配置 に関する基本的な考え方について

令和5年2月

砺波市教育委員会

はじめに

全国的に人口減少社会の到来が現実のものとなる中、本市においても人口減少や少子高齢化が更に進むことが予測され、将来的な児童生徒数の減少や学校の小規模化を考慮した教育環境の充実が求められています。

このような状況の中、本市の将来を展望した学校のあり方を検討するため、令和2年9月に「砺波市立学校のあり方検討委員会」を設置しました。この検討委員会では、未来を担う子供たちがより良い環境の中で教育を受けられることを優先的に着目し、これまで積み上げられてきた教育の取り組みを大切にしながら、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な観点から検討を進められ、令和4年8月に本市教育委員会に提言をされました。

この提言を受け、本市の総合教育会議での意見を踏まえた「砺波市立学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」をここに定めるものです。

令和5年2月 砺波市教育委員会

目次

1 適正規模について	1
2 適正配置について	5
3 適正化に関して特に考慮することについて	6
4 適正化の検討の進め方について	6

[別冊資料]

砺波市立学校のあり方について提言書（砺波市立学校のあり方検討委員会）

1 適正規模について

(1) 国等の基準について

①学級数

国においては、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないとして示されています。

<p>学校教育法施行規則（要約）</p> <p>【小学校の学級数】 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。 ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。</p> <p>【中学校の学級数】 小学校の学級数を準用する。</p>
--

②学級編制基準（1学級あたりの人数の上限）

国においては、小学校において令和3年度に2年生を35人として、以降年次進行し、令和7年度に小学校全学年で35人学級を実施することとしています。中学校は40人としています。富山県は、国より2年先行して令和5年度に小学校全学年35人学級を実施することとしています。中学校は、1年生を35人学級選択制としています。

■富山県の少人数教育スケジュール

学年	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
R2	35人	35人	35人 選択制		40人	40人	35人 選択制	40人	40人
R3		35人 国対応	35人 県先行	35人 県先行	40人	40人	↓ 国の動向を踏まえて今後検討		
R4			35人 国対応	35人 県先行	35人 県先行	40人			
R5	国より 2年先行			35人 国対応	35人 県先行	35人 県先行			
R6				35人 国対応	35人 県先行				
R7						35人 国対応			

複式学級（複数の学年を1つに編制した学級）の場合は、国においては、小学校で「16人」（1年生児童を含む場合は8人）、中学校で「8人」が標準となっています。富山県は、小学校で「15人」（1年生児童を含む場合は8人）となっています。

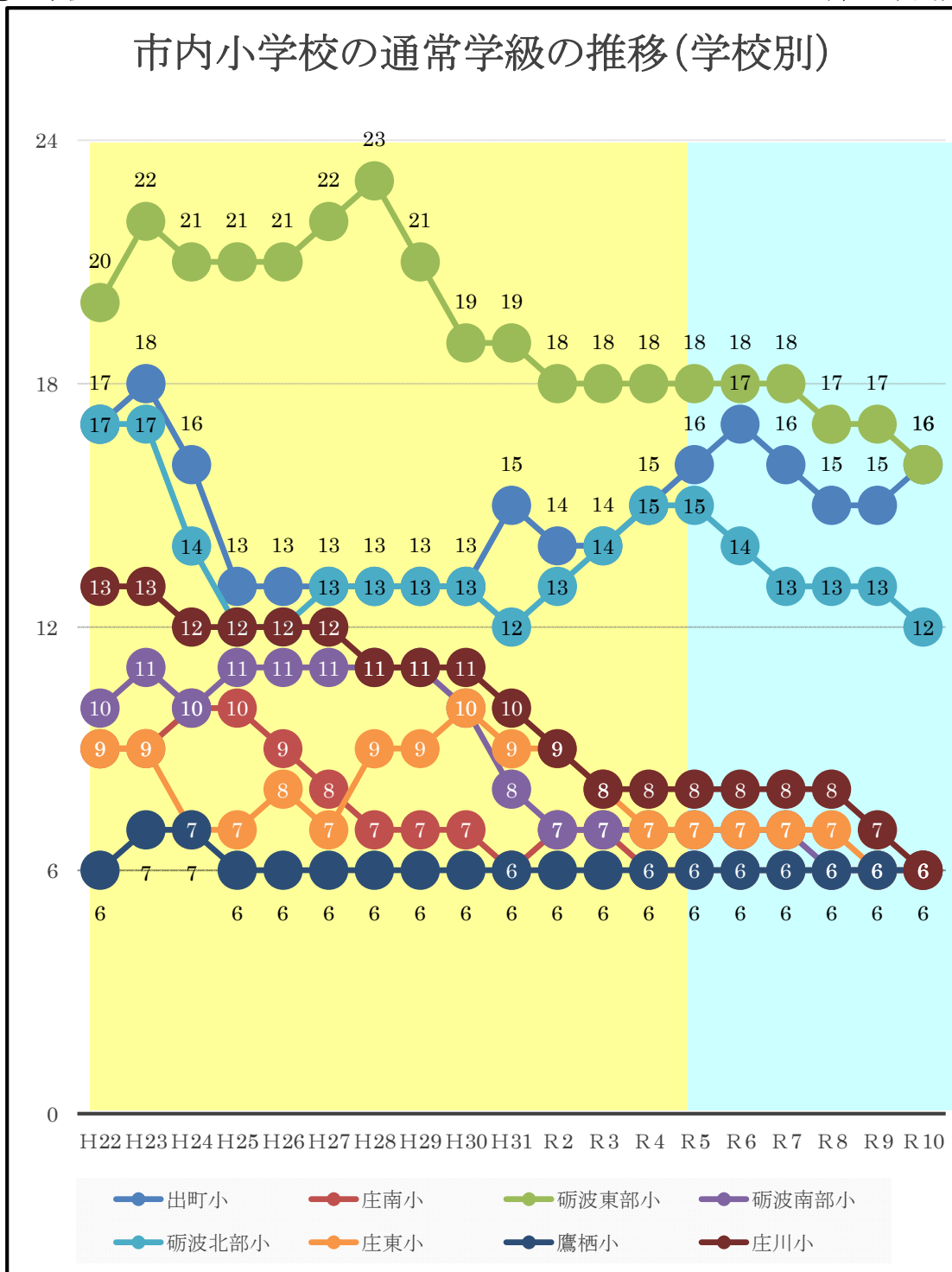
(2) 市内学校の通常学級の推移について

市内小中学校の通常学級数を平成22年から令和4年までを見ると、その年度や学校別により増減や幅は異なりますが、小学校、中学校ともに減少傾向が見られます。

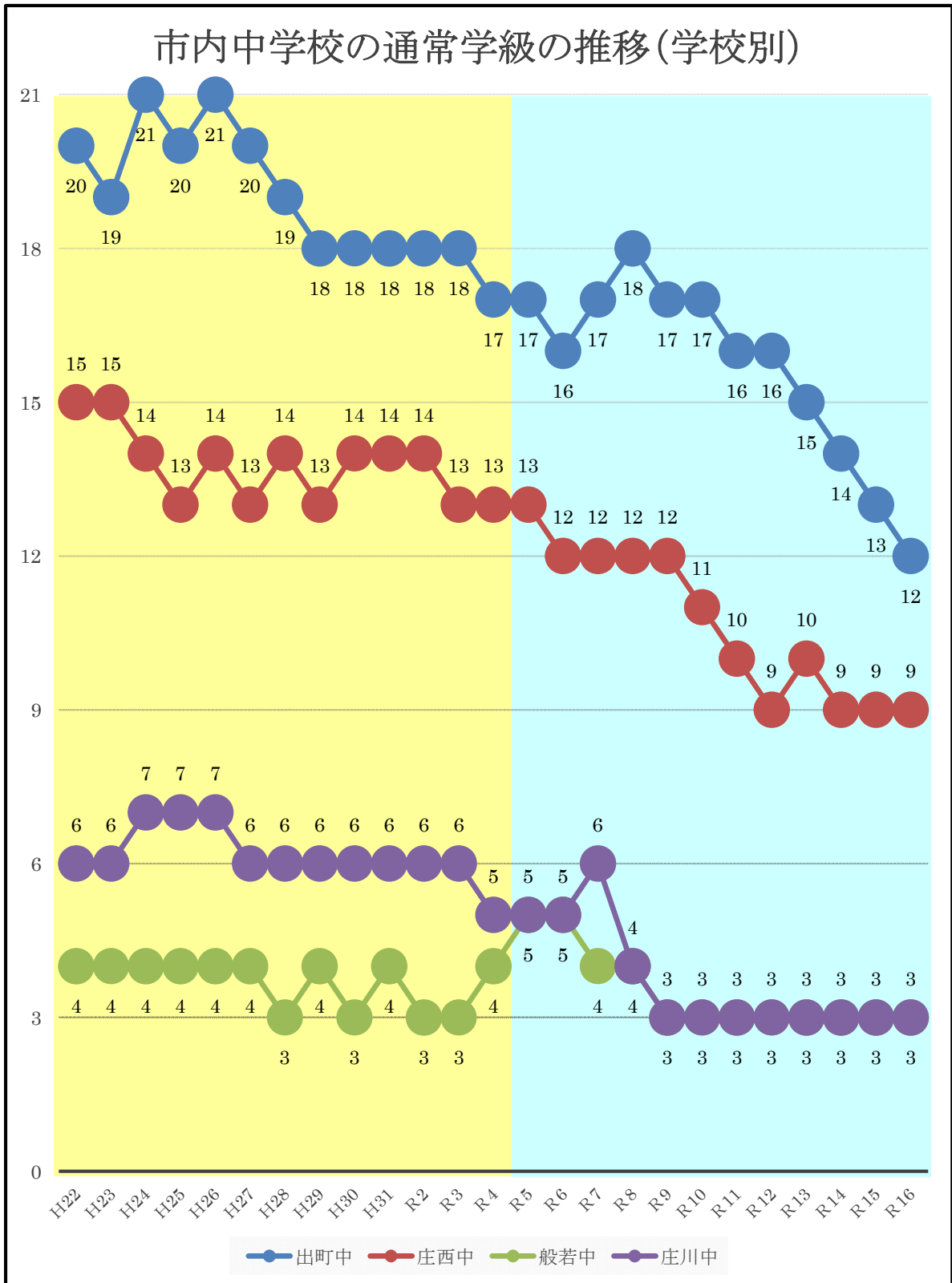
なお、市内の小中学校では6学級未満、中学校では3学級未満の学校はなく、複式学級の編制は行っていません。

①小学校

単位：学級数



※「砺波市内小学校一覧」より（各年4月1日現在通常学級数）
令和5年以降は、令和4年4月1日現在の年齢別人口を基にした推計値



※「砺波市内中学校一覧」より（各年4月1日現在通常学級数）

令和5年以降は、令和4年4月1日現在の年齢別人口を基にした推計値

(3) 本市における適正規模について

学校規模に応じてメリット、デメリットがありますが、総合教育会議では、「児童生徒のことを第一に考えた学校環境となることが望ましい」「1学年複数学級あるとクラス替えができ、同一学年やクラス同士で様々な教育活動において切磋琢磨できる」「複式学級は避けたい」「小学校とは違い中学校は1学年にある程度の規模が必要である」などの意見がありました。

このような意見及び提言を踏まえ、本市における適正規模に関する基本的な考え方を次のとおりとします。

◆望ましい学級数

小学校：1学年2学級以上

中学校：1学年3学級以上

◆望ましい学級人数

小中学校：1学級あたり20人以上

(4) 適正化の検討を進める必要がある学校規模について

複式学級が存在する学校規模や児童生徒数が極端に少ない学校規模の場合には、教育上の課題が極めて大きくなると予測されることから、再編等の適正化の検討を進める必要がある学校規模を次のとおりとします。

◆適正化の検討を進める必要がある学校規模

小学校：複式学級となる場合

中学校：全学年が1学級となる場合

2 適正配置について

(1) 国の基準について

国においては、次のとおり通学距離及び通学時間の一定の目安が定められています。

学校	通学距離	通学時間
小学校	原則4km以内	適切な通学手段を確保することで、おおむね1時間以内
中学校	原則6km以内	

(2) 市内学校の通学の状況について

①小学校

- ・おおむね4km以内の場合は、徒歩通学 ⇒ おおむね1時間以内
- ・スクールバスの場合（庄東小、庄川小） ⇒ おおむね40分以内
- ・市営バスの場合（砺波北部小、庄東小、庄南小） ⇒ おおむね50分以内

②中学校

- ・おおむね6km以内の場合は、徒歩又は自転車通学 ⇒ おおむね40分以内
- ・市営バスの場合（出町中学校、般若中学校） ⇒ おおむね50分以内

(3) 本市における適正配置について

現在、国の基準をもとに運用しており、提言も踏まえ、本市における適正配置に関する基本的な考え方を次のとおりとします。

◆望ましい通学距離

小学校：原則4km以内

中学校：原則6km以内

◆望ましい通学時間

小中学校：適切な通学手段を確保することで、おおむね1時間以内

3 適正化に関して特に考慮することについて

(1) 地域コミュニティへの影響について

小中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っており、地域の特性に配慮するとともに、保護者や地域住民と十分な協議を行います。

(2) 多様な教育方法の検討について

9年間の教育課程を見通すことができる小中一貫校の設置について選択肢として検討します。

(3) 通学手段の確保及び通学路の安全について

学校が再編される場合、通学区域が広がることが想定されることから、通学路の安全確保に十分配慮し、遠距離となる場合には、スクールバスの運行や公共交通の利用等の適切な通学手段を検討します。

(4) 通学区域制度の弾力的運用について

地域の実情に応じて、通学区域制度の弾力的運用について選択肢として検討します。

4 適正化の検討の進め方について

- (1) 適正化検討委員会等を設置し、児童生徒数等の動向を注視しながら、この「砺波市立学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」に基づき検討を進めます。